

環境基本計画

令和6年5月21日

目次

はじめに	1
第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向	4
第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識	4
1 現下の危機と2030年の重要性	4
2 環境・経済・社会に関わる複合的な危機や課題	11
3 現在及び将来の国民が明日に希望を持てる環境を軸とした環境・経済・社会の統合 的向上の次なるステップ・高度化に向けて	15
4 環境面の主に30年の振り返りと課題認識	21
第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方	35
1 目指すべき持続可能な社会の姿：環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高 い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築	35
2 今後の環境政策が果たすべき役割：将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活 の質」をもたらす「新たな成長」の実現	37
3 今後の環境政策の展開の基本的考え方	41
第3章 環境政策の原則・手法	47
1 環境政策における原則等	47
2 環境政策の実施の手法	49
第2部 環境政策の具体的な展開	51
第1章 重点分野ごとの環境政策の展開	51
1 横断的に実施する重点戦略の設定と個別分野の重点的施策の展開	51
2 パートナーシップの充実・強化	52
第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開	58
1 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの 構築	58
2 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上	72
3 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり	82
4 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊 かな暮らしの実現	89
5 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装	97
6 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献	104
第3章 個別分野の重点的施策の展開	111
1 気候変動対策	111
2 循環型社会の形成	113
3 生物多様性の確保・自然共生	116
4 環境リスクの管理等	118
5 各種施策の基盤となる施策	124
6 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害への備えと発生時の対応 ..	129
第3部 環境保全施策の体系	132

第1章 環境問題の各分野に係る施策	132
1 地球環境の保全	132
2 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組	138
3 循環型社会の形成	147
4 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組	153
5 包括的な化学物質対策に関する取組	162
第2章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策	167
1 グリーンな経済システムの構築	167
2 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等	167
3 国際的取組に係る施策	170
4 地域づくり・人づくりの推進	172
5 環境情報の整備と提供・広報の充実	178
6 環境影響評価	178
7 環境保健対策	178
8 公害紛争処理等及び環境犯罪対策	179
第4部 計画の効果的実施	180
1 計画の進捗状況の点検	180
2 計画の実施	181
3 計画の見直し	182

はじめに

本計画は強い「危機感」に基づいている。

我々は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面している。2023年の世界の年平均気温は観測史上最も高く、産業革命以前の平均と比較して1.45°C（±0.12）高くなり、我が国を含む世界で異常高温、気象災害が多発した。2020年に発生した新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、人類が生態系の一部であること、環境、生態系のバランスの乱れには巨大なリスクを伴うこと等を明らかにした。このような環境への危機意識は、今でこそ広く共有されているが、ローマクラブによる「成長の限界」、国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」など、実に50年以上前から先人達が警鐘を鳴らしていた。また、1995（平成7）年版の環境白書は、現代文明の地球的限界を述べていた。人類の活動は、地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつある。2023年のCOP28においては、パリ協定の下での初めてのグローバル・ストックテイクが行われ、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行が初めて盛り込まれた。

また、我が国は本格的な人口減少社会に突入する中で、東京一極集中は引き続き進行し、若年層を中心に人口流出が続く地方では様々な分野に深刻な影響が生じている。

さらに、我が国の経済は1990年代以降長期停滞にあり、一人当たりGDPは2位（2000年）から30位（2022年）に低下し、賃金もほとんど伸びず、局面の打開が図られているところである。2000年の経済白書では、「根本的な問題は、日本が100余年をかけて築き上げた規格大量生産型の工業社会が、人類文明の流れに沿わなくなったという構造的な本質的な問題である。」と記述されていた。

国際関係では、民主主義国家と非民主主義国家の分断、ロシアによるウクライナ侵略、ガザ地区におけるイスラエルの軍事行動など、地政学等に大きな転換をもたらしつつある事態が生じている。

現在の環境・経済・社会の状況は、現状の経済社会システムの延長線上での対応では限界がある。本計画は、現代文明は持続可能ではなく転換が不可避であり、社会変革が必要であるとしている。1994年に策定された第一次環境基本計画が示した本質的な問題提起¹に対応し、産業革命以降の近代文明を支えてきた、化石燃料等の地下資源へ過度に依存し物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」から、地上資源基調の、無形の価値、心の豊かさをも重視した「循環・高付加価値型の経済社会システム」への転換が必要である。しかもこの大変革に残された時間は少ない。今後、約30年の間に新たな文明の創造、経済社会システムの大変革を成し遂げる必要があるとともに、2030年頃までの10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとも指摘されている（「勝負の10年」）。

2024年の元日に発生した「令和6年能登半島地震」は、私たちに自然の脅威を改めて

¹ 「物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式は問い直されるべきである。」

認識させることとなった。自然に対する畏敬の念を持つ等、我が国の伝統的な自然観の下、自然との共生を目指すとともに、地球の健康と人の健康とを一体的に捉える「プラネタリー・ヘルス」の考え方が重要となる。更には、個人、地域、企業、国、地球がいわば「同心円」の関係にあるとして、一人一人が意識し、行動することが求められる。

「循環」と「共生」を始め、累代の環境基本計画が目指してきた概念を発展させ、環境を基盤とし、環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる文明を実現していく。それが、本計画が目指す持続可能な社会としての「循環共生型社会」（環境・生命文明社会）である。

本計画は、この循環共生型社会を目指すことで、国民に「希望」をもたらすものとしたい。

現在及び将来の国民が、明日に希望を持てるよう、長年続いてきた構造的な問題に対して「変え方を変える」姿勢で、環境政策を起点とし、経済・社会的な課題をカップリングして同時に解決していくことを目指す。そのため、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を最上位の目的とし、市場的価値と非市場的価値の双方において「新たな成長」の実現を図っていく。そのための鍵は、基盤としての自然資本、自然資本を維持・回復・充実させる資本・システムについて、国民が、市場の失敗の是正を含め「あるべき」「ありたい」状態を想定して、この目的と「共進化」させていくことにある。そこには、無形資産である環境価値を活用した経済全体の高付加価値化も含まれる。

現下の危機を克服し、循環共生型社会、「新たな成長」を実現していくためには、利用可能な最良の科学的知見に基づき、「勝負の2030年」にも対応するため、取組の十全性（スピードとスケール）の確保を図ること、また、海外の自然資本に大きく依存する我が国として「人類の福祉」への貢献が必要である。複合する危機に対応し、諸課題をカップリングして解決するため、諸政策の統合・シナジーが不可欠であり、この問題意識に基づき、具体的には第2部第2章において重点戦略を設定した。さらに、「全員参加型」のパートナーシップの下、政府（国、地方公共団体等）、市場（企業等）、国民（市民社会、地域コミュニティを含む。）が、持続可能な社会を実現する方向での相互作用、すなわち共進化することを目指す。

第五次環境基本計画で打ち出された地域循環共生圏については、地域資源を活用した自立・分散型の社会の実現の鍵となる。地域の「ありたい未来」に向けて、「新たな成長」の実践・実装の場として発展させていく。

加えて、汚染への対処、水俣病問題や東日本大震災などによって失われた環境と地域の復興等、環境行政の原点ともいべき分野における取組についても、なお一層進めていく。

本計画は、第一次環境基本計画の策定からちょうど30年の節目に策定されるものである。第五次環境基本計画までを貫く根本的な考え方を踏襲し、更には発展させ、現下の

危機を克服して今後を「希望が持てる 30 年」とできるよう、持続可能な社会を構築する一助となるための考え方及び方策について記載する。

第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向

第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識

1 現下の危機と2030年の重要性

(1) 深刻化する環境危機

人類は深刻な環境危機に直面している。

G7広島首脳コミュニケ（2023年5月20日）では「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面している」と明確に述べられた。

特に「気候危機」とも言われる気候変動問題について、世界平均気温は上昇傾向にあり、1970年以降、過去2000年間のどの50年間よりも気温上昇は加速している。世界気象機関（WMO）の報告によると、既に温室効果ガスの排出をはじめとする人類の活動が、産業革命以前の1850～1900年の平均と比較して2014～2023年に約1.20℃（±0.12）の地球温暖化を引き起こしている。特に2023年においては、世界の年平均気温が観測史上最も高く、産業革命以前より1.45℃（±0.12）高くなったと報告した。こうした状況の中、2020年には、衆・参両議院において、「私たちは『もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている』との認識を世界と共有する」旨の「気候非常事態宣言」を決議しており、2023年7月には、国連のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明した。

国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（以下「COP28」という。）における決定によれば、2015年に採択されたパリ協定に基づく各国の取組が完全に実施された場合、地球の平均気温の上昇は2.1～2.8℃の範囲になると予想されている。他方、国際的な目標となっている1.5℃の上昇に首尾良く抑えることができたとしても、広い意味では2023年のような現状と比べて特異な状況²が常態化してしまうおそれがある³ことを念頭

² 2023年は世界各地で異常高温が発生し、各国の月平均気温や季節平均気温の記録更新が報告された。また、海洋温暖化の進行や氷河・氷床の融解により平均海面も上昇し、1993年以降最高値が観測された。さらに、気象災害も多く発生し、大雨やサイクロン等によりアフリカを中心に多数の死者を伴う被害が報じられたほか、カナダ、ハワイ、ギリシャなどで、それぞれ史上最大規模の森林火災が発生した。我が国においても、年平均気温は全国的に高く、5月から9月の全国の熱中症による救急搬送者数は91,467人（前年比+20,438人、約1.3倍）となった。また、6月から7月中旬にかけての梅雨期には、各地で記録的な大雨が発生したが、この大雨に対してイベント・アトリビューションを実施した結果、地球温暖化により、この期間における日本全国の線状降水帯の総数が約1.5倍に増加していたと見積もられた。加えて、令和5年産の米については、例年にない高温の影響で、1等米の比率が低くなっている地域があり、特に新潟県においては、コシヒカリ5.0%（平年75.3%）、うるち全体15.6%（平年74.7%）（※12月31日現在（速報値））と白未熟粒が多い結果となった。

³ 今年特有の気圧パターン等を背景とした個々の気象事例が再現されるという意味ではない。

に、強い危機感を持つ必要がある。例えば、世界平均海面水位は、1901～2018年の期間に0.20m上昇したが、WMOでは、産業革命前からの気温上昇を1.5°Cに抑えても、今後2000年間にわたり海面上昇が続いて上昇幅は約2～3mになると予測している。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書統合報告書では、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加などを含む気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大しており、その結果、何百万人もの人々が急性の食料不安に曝されるとともに、世界の人口の約半分が現在までのいずれかの期間、深刻な水不足に陥っているとしている。また、約33～36億人が生活している気候変動に対する脆弱性が高い地域では、2010～2020年の洪水、干ばつ、暴風雨による人間の死亡率は、脆弱性が非常に低い地域と比べて15倍高いと報告している。

我が国においても、2023年の年平均気温は1898年の統計開始以降で最も高く、1898年から2023年の間に100年当たり1.35°Cの割合で上昇した。日本の年平均気温の上昇は世界平均よりも速く進行しており、真夏日や猛暑日、熱帯夜等の日数が増加していることが指摘されているほか、日本国内の大雨や短時間強雨の発生頻度も増加しており、各地で被害が発生している。加えて、高温による農作物の生育障害や品質低下が発生するなど、様々な地域、分野への気候変動の影響が既に発生している。2010年以降、熱中症による救急搬送者は年間4万人を超えているが、最も温暖化が進むシナリオ（RCP8.5シナリオ）では、その人数は3.2～13.5倍程度増加する予測結果を示す研究事例⁴もある。また、地球温暖化による異常気象の発生確率や強さの影響を定量的に評価するイベント・アトリビューションの手法によって、国内の異常高温や大雨、頻発する災害などの因果関係も明らかになりつつある。

さらに、こうした気候変動の影響は、被災地に留まらず、サプライチェーンや物流の断絶等によって世界各地の民間企業の事業活動に大きな被害をもたらす⁵ことが懸念されている。

これらの現象について長期的な改善傾向は確認されておらず、ますます悪化することが懸念されている。気候変動による人為起源の変化があるレベルを超え、いわゆるティッピングポイントに達したときには、気候システムにしばしば不可逆性を伴うような大規模な変化が生じる可能性があるとされており、最も温暖化が進むシナリオ（RCP8.5シナリオ）では、西南極の一部の氷床の崩壊が突然発生し、何千年も元に戻すことができない事象の発生が危惧されている。

また、生物多様性の観点からは、我々が生きる現代は「第6の大量絶滅時代」とも言われる。生命が地球に誕生して以来、生物が大量に絶滅した「大絶滅」が過去に5

⁴ 文部科学省「気候変動適応技術社会実装プログラム（SI-CAT）」（2015～2019年度）

⁵ 2011年に発生したタイの大洪水では、自動車やエレクトロニクス産業等において、タイ国内外の広範なサプライチェーンが大きな影響を受け、世界の工業生産を推計で約2.5%押し下げたとされている。（経済産業省「平成24年版通商白書」（2012年）

回発生したといわれるが、6回目たる今回の大絶滅は、過去の大絶滅と比べて、種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられている。生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、世界の陸地の75%は著しく改変され、海洋の66%は複数の人為的な要因の影響下にあり、1700年以降湿地の85%以上が消失した、と報告されている。また、調査されているほぼ全ての動物、植物の約25%の種の絶滅が危惧されているなど、過去50年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化していると報告されている。さらに、地球上の種の現在の絶滅速度は、過去1,000万年間の平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍に達していて、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速するであろうと指摘されている。

海洋環境に関しては、過去150年間で生きたサンゴ礁の面積がほぼ半減し、ここ20年から30年では、水温上昇と海洋酸性化がその他の減少要因と相互に作用して影響を増幅し、減少が著しく加速している。サンゴ礁海域では、サンゴの致死率の高い大規模な白化現象が生じ、1.5℃の気温上昇でサンゴ礁が今よりも70%~90%、2℃上昇で99%減少すると予測されている。

鳥獣被害についても深刻化している。我が国において、クマ類による人身被害の発生件数は長期的に増加傾向にあり、2023年度は統計のある2006年度以降最も多く、また地域的には北日本を中心に多くなっている。クマ類の分布域は拡大する傾向を示しており、人間の生活圏にクマ類が侵入し、国民の安全・安心を脅かしている。また、ニホンジカの生息域の拡大や生息数の増加により、下層植生の衰退や裸地化等の森林生態系等への被害が深刻化しており、防災・減災等、森林の多面的機能が十分発揮されないことも懸念されている。この背景には、自然環境の変化や社会環境の変化など様々な要因が考えられる中、近年の少子高齢化・過疎化の進行により人による自然への働きかけが減少したこと等の土地利用の変化の影響があると考えられ、鳥獣の生息域と人間の活動域、その間の緩衝域のゾーニング等を考慮した土地利用や鳥獣管理の立て直しが急務となっている。

さらに、汚染への対応は「人の命と環境を守る基盤的取組」であり、我が国の環境行政の不変の原点として進めていくことが重要である。化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染等は、生物多様性など自然資本への大きなリスクであると同時に、人の健康、ウェルビーイングへのリスクとして引き続き対応が必要な課題となっている。

例えば、水環境を巡っては、世界の排水の80%以上が未処理のまま環境中に放出され、工業施設から排出される年3~4億トンの重金属、溶媒、有害汚泥及びその他の廃棄物が世界各地の水域に投棄されていると報告されている⁶。我が国においては、公

⁶ IPBES「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書（政策決定者向け要約）」（2020年）

共用水域における生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)の達成率は、湖沼や閉鎖性海域で低い傾向にある⁷ほか、過去に幅広い用途で使用されてきた PFOS⁸、PFOA⁹は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、現時点では北極圏なども含め世界中に広く残留し、国内でも主に都市部やその近郊の公共用水域、地下水において暫定目標値の超過する事例が確認されている。

プラスチック汚染については、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は 2019 年から 2060 年までにほぼ 3 倍になり、環境への流出量は 2060 年には年間 4,400 万トンに倍増し、湖、河川、海洋に堆積されるプラスチックの量は 3 倍以上に増加する見込みとされている¹⁰。マイクロプラスチック（一般的に 5mm 未満とされる）による影響を含め、海洋環境を含む生態系への深刻な影響が懸念されている。

こうした環境上のリスクに関しては、外交・安全保障上の危機によってもたらされる影響も大きい。とりわけ、ロシアによるウクライナ侵略については、環境も含めた破滅的な影響だけでなく、前例のない世界的なエネルギー危機、人々の生活に現実に経済的影響を与えるインフレ、食料不安や栄養不良を助長させる世界の穀物及び肥料価格を巡る状況の悪化等を引き起こしている。

(2) 現代文明の地球的限界と文明の転換・社会変革 (Transformative Change) に向けた 2030 年の重要性

上記の危機的な状況を踏まえると、人類の活動は、地球の環境収容力、プラネタリー・バウンダリーを超えつつあり、自らの存続の基盤である限りある環境、自然資本の安定性を脅かしつつあると言える。例えば、環境収容力の観点では、地球温暖化を 1.5°C に抑える確率を 50% とした場合、過去の累積の二酸化炭素排出量は既にカーボンバジェット¹¹（炭素予算）全体の 5 分の 4 に達しており¹²、また、IPCC 第 6 次評価報告書統合報告書によれば、追加的な削減対策を講じていない既存の化石燃料インフラに由来する CO₂ 排出量は、1.5°C（50%）の残余カーボンバジェットを超えると予測されている。また、グローバル・フットプリント・ネットワークの報告によると、世界のエコロジカル・フットプリントは 2010 年代後半には既に地球 1.7 個分に達したとされている。加えて、「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）」の研究では、2015 年に

⁷ 有機汚濁の代表的な水質指標である BOD 又は COD の環境基準の達成率は、2022 年度は 87.8%（2021 年度 88.3%）であり、水域別では、河川 92.4%（同 93.1%）、湖沼 50.3%（同 53.6%）、海域 79.8%（同 78.6%）となり、閉鎖性海域の海域別の COD の環境基準の達成率は、2022 年度は、東京湾は 68.4%、伊勢湾は 50.0%、大阪湾は 66.7%、大阪湾を除く瀬戸内海は 75.7%となっている。

⁸ ペルフルオロオクタンスルホン酸

⁹ ペルフルオロオクタン酸

¹⁰ OECD「グローバル・プラスチック・アウトック：2060 年までの政策シナリオ」（2022 年）

¹¹ 吸収源を踏まえた人為的な累積排出量に一定の上限があるとの考え方は「カーボンバジェット」（炭素予算）と呼ばれている。

¹² COP28 における決定

既に判明していた種の絶滅の速度と窒素・リンの循環に加え、最新の 2023 年の結果では、新たに気候変動、土地利用変化、新規化学物質¹³と淡水の利用について、不確実性の領域を超えて高リスクの領域にあるとされた。

本来、人類はあまたの生物とそれを取りまく環境により構成される生態系の中の一生物種に過ぎない。2020 年から世界が直面している新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、人類が生態系の一部であること、環境、生態系のバランスの乱れには巨大なリスクを伴うこと等を改めて明らかにした¹⁴。

これまで人類は、化石燃料を始めとした地下資源を著しく多量に消費し、環境の大きな改変を伴いながら文明を築き、その個体数（人口）を指数関数的に増大させてきた。その結果、新たな地質年代である「アントロポセン（人新世）」¹⁵の提唱が象徴するように、生態系あるいは環境において特殊な存在となっている。

人類がこのような危機に直面することについては、今から 50 年以上前の 1972 年に、ローマクラブによる「成長の限界」と題した研究報告書¹⁶や、国連人間環境会議（ストックホルム会議）で採択された「人間環境宣言」¹⁷において既に警鐘が鳴らされていた。当時の我が国では、既に各地において公害による甚大な被害を経験しており、同会議には胎児性水俣病患者らが参加して、水俣病の被害を世界に発信した。1970 年のいわゆる「公害国会」における多数の公害関連法の制定、1971 年の環境庁の設置など対策が急速に講じられつつあった一方で、水俣病を発生させた企業に対して長期間にわたり適切な対応をすることができず、被害の拡大を防止できなかったという経験は、時代的・社会的な制約を踏まえるにしてもなお、初期対応の重要性や、科学的不確実性のある問題に対して予防的な取組方法の考え方に基づく対策も含めどのように対応すべきかなど、現在に通じる課題を投げかけている。

1995（平成 7）年版の環境白書は、人類の文明がその文明を支える環境の収容力を突

¹³ 「地球の限界（プラネタリー・バウンダリー）」における原文「novel entities」の訳出である。

¹⁴ 2020 年 10 月に公表された IPBES「パンデミックと生物多様性ワークショップ報告書」では、1960 年以降に報告された新興感染症の 30%以上は森林減少、野生動物の生息地への人間の居住、穀物や家畜生産の増加、都市化等の土地利用の変化がその発生要因となっており、パンデミックの根本的な要因は、生物多様性の損失と気候危機を引き起こす地球環境の変化と同じであることを指摘している。

¹⁵ 地質時代の区分のうち、人類の活動が地球環境への影響が顕著になった時代区分を切り離して、人類が地球の生態系や気候に多大な影響を及ぼすようになった時代を地質学的に定義すべきという「人新世」の考えが提唱されていたが、2024 年 3 月の国際地質科学連合の作業部会でその提案は否決された。その背景として、人類が地球に大きな影響を与えたことが否定されたのではなく、人類の地球への影響をより包括的に論じる必要があるという議論や、地質時代の定義を満たさないという議論もあったとされている。

¹⁶ 同報告では、再生する速度以上のペースで地球上の資源を人間が消費し続けると仮定したシナリオでは、世界経済の崩壊と急激な人口減少が 2030 年までに発生する可能性があるとして推定し、当時の世界各国に衝撃を与えた。

¹⁷ 同宣言では、「我々は歴史の転回点に到達した。（中略）無知、無関心であるならば、我々は、我々の生命と福祉が依存する地球上の環境に対し、重大かつ取り返しのつかない害を与えることになる。」と記されている。

破し、その結果、当時の文明が対応できない程度に環境が変化し、文明が滅んでいった過去の例を教訓としつつ、現代文明の地球的限界と持続可能な社会への転換の必要性を説いていた。我が国における人口減少社会の本格化、世界人口の伸びの鈍化は、環境収容力に向かって人口が収斂し、文明の転換点を迎えていくという歴史的な経験と整合的である。

現代文明は持続可能ではなく転換が不可避であり、社会変革 (Transformative Change) が急務である。

我が国では、江戸時代までは水力や森林といった地上資源を基調とした文明を築いてきた。しかし、明治以降、化石燃料を始めとする地下資源を大量に利用することで産業革命を実現し、現在の繁栄をもたらした一方で、深刻な環境危機に直面している。再生可能エネルギーやデジタルなどこの百数十年間で生まれた様々なイノベーションを土台に、再び地上資源を基調とした新たな文明の創造が不可欠であり、経済社会システムの大変革が求められる。

しかも、その大変革のために残された時間は少なく、特に気候変動においては、国際的な目標となっている 1.5°C 目標の達成に向け、今後、約 30 年の間に新たな文明の創造、経済社会システムの大変革を成し遂げる必要があるとともに、2030 年頃までの 10 年間に行う選択や実施する対策は現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとも指摘されている (「勝負の 10 年」)。2023 年の COP28 においては、パリ協定の下での初めてのグローバル・ストックテイクが行われ、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行 (Transitioning away from fossil fuels in energy systems)、この重要な 10 年間における行動の加速、科学に沿った 2050 年ネット・ゼロの達成などが合意された。

加えて、生物多様性の観点からは、愛知目標に替わる新たな世界目標として 2022 年 12 月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」において、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとることが 2030 年ミッションとして定められ、2030 年までに達成すべき 23 のグローバルターゲットが盛り込まれている。2030 年にはまた、2015 年 9 月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(以下「2030 アジェンダ」という。)に記載された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の 17 の目標の達成度も問われる。

第 4 部に記述しているとおり、本計画は、2050 年及びそれ以降の中長期的な環境・経済・社会の目指すべき方向を踏まえ、その実現のための施策の実施期間は概ね 2030 年まで (本計画策定後 5 年を目途で見直しのプロセスに入る。) を想定している。2030 年までの本計画に基づく施策の到達点が、今後の長きにわたり、現在及び将来の国民や人類の福祉に大きな影響を及ぼす可能性があることを踏まえつつ、利用可能な最良の科学的知見に基づき、国際社会の一員として、これらの目標の達成に向けて全力で取り組むことが求められる。